

## 資金決済法に基づく表示

### 発行者の名称

株式会社 葉山産業

### 支払い可能金額

入金上限金額 30,000 円

### 有効期限

最終利用日から 1 年 (付与ポイント含む)

使用することができる施設又は場所の範囲

葉山パブリック練習場 (ボール貸出料金・入場料のみ)

### 利用上の注意

葉山パブリックゴルフコース・練習場 IC カードご利用規約をご確認ください。

### 未使用残高の確認方法

葉山パブリック練習場内の入金機

### 約款等

詳細は、葉山パブリック練習場利用約款をご確認ください。

### 苦情又は相談窓口

〒240-0115

神奈川県三浦郡葉山町上山口 2800

葉山パブリックゴルフコース・練習場

TEL 046-878-8100

## 利用者保護を図るための措置等

### 1. 利用者の資金の保全に関する事項

#### (1) 資金決済に関する法律 14 条第一項の規定の趣旨

前払式支払手段の所有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資金保全することが義務付けられております。

#### (2) 資金決済に関する法律第 31 条第 1 項に規定する権利の内容

万が一の場合、前払式支払手段の所有者は、資金決済に関する法律第 31 条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

#### (3) 発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別

資金決済に関する法律に基づき債権による供託を行います。

供託先は東京法務局となります。

### 2. 利用者の意思に反して権限を有しない者により、指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償その他の対応に関する方針について

当社は、前払式支払手段の不正取引(前払式支払手段の所有者の意思に反した、権限を有しない第三者の指図による前払式支払手段の利用のことをいいます)により、前払式支払手段の所有者に生じた損失につき、利用規約又は法令に基づき当社が責任を負う場合を除き、一切の責任を負わないものとします。なお、不正取引に関する通報・ご相談につきましては、上記連絡先をお願いいたします。

#### ・不正取引の公表基準

当社は、不正取引が発生した場合、又はその恐れがある場合、当該不正取引の内容、被害の件数等の事情を踏まえ、被害が拡大し、他の所有者にも影響を及ぼす可能性が高いと判断したものにつき、公式サイト等で必要となる情報を公表致します。